

日光市役所環境配慮率先行動計画

—地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）—

平成 22 年 3 月策定

平成 23 年 7 月一部改正

第 1 章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化は人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球温暖化影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水産資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 国際的な動きと国・県の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第 1 回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第 1 約束期間に、1990年レベルから 6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 10 年 10 月に公布され、平成 11 年 4 月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成 10 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成 14 年 3 月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた 1990 年度比 6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

さらに、国際的に世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに削減させることを提案している日本の責任として、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）において 2050 年までに現状から 60～80%削減するという目標を定めました。同計画には、太陽光発電の導入量の大幅拡大等の革新的技術開発と既存先進技術の普及や、国全体を低炭素化に動かす仕組みとして、二酸化炭素に価格をつけ、市場メカニズムを活用するとともに、二酸化炭素排出に関する情報提供を促進すること等が盛り込まれるとともに、地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくりが位置づけられました。

このような中、平成 21 年 9 月、ニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、鳩山総理が日本の

目標として、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減することを表明し、これに基づき温暖化防止のための国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」を平成 22 年 1 月新たに展開することとしました。

栃木県でも地球温暖化問題は世界共通、人類が英知を結集して取り組むべき喫緊の課題としてとらえ、栃木県環境基本計画や栃木県地球温暖化対策地域推進計画、栃木県庁環境保全率先実行計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に向け、地球温暖化対策等に積極的に取り組んでいます。

このような中、平成 21 年 11 月に「地球と人にやさしい“エコとちぎ”」を栃木県の目指すべき社会の姿とした「とちぎ環境立県戦略」を策定し、環境立県に向けた先導的な取組を具体的に記載し、積極的な地球温暖化防止に取り組んでいます。

3 計画策定の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 第 1 項に基づき都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「実行計画」）を策定するものとされています。また、同条第 8 項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞無く、これを公表し、同条第 10 項に基づき、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

合併前の旧今市市では、平成 10 年に「今市市環境基本計画」を策定し、環境配慮の基本的考え方を示し、平成 11 年に「環境基本条例」で環境への配慮に関する規定を整備しました。これらを受けて平成 13 年 1 月に「今市市役所環境配慮率先行動計画」（エコ・オフィスプラン 21）を策定し、県内でもいち早く、庁舎から排出する温室効果ガスの削減並びにグリーン購入の推進に取り組んでまいりました。また、旧日光市でも平成 14 年に「日光市役所環境配慮率先行動計画」を策定し、本庁舎、教育委員会から排出する温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

合併後は平成 19 年 6 月に地球温暖化防止のための「もったいない運動」、同年 9 月には職員 1 人 1 日 1kg 二酸化炭素削減を目標に「エコライフデー」を実施しました。平成 20 年 7 月には「もったいない運動」を拡大した「地球温暖化防止のための 10 の取組み」運動を実施し、同年 8 月には「エコライフデー」の栃木県版「“とちぎ発” ストップ温暖化アクション」に全職員で参加しました。翌、平成 21 年 2 月には「地球温暖化防止のための 10 の取組み」を拡大した「日光市職員エコアクション運動」を実施、同年 8 月には「日光市イベント環境配慮指針」を策定し、段階的に日光市職員の事務・事業について環境に配慮した取組を進めてまいりました。

こうした取り組みを進めているところですが、身近なところでも地球温暖化は進行しています。奥日光の平均気温を過去と比べてみると、1944 年代と 1994 年代では 50 年間で日平均気温が 1.03 度、日最高気温が 0.89 度、日最低気温が 0.91 度高くなっています。氷河期でさえ、現在の平均気温より 3～6 度低だけだったといわれていることから、平均気温で約 1 度の影響は大きいと考えられます。

現在直面している地球温暖化について、国や県の地球温暖化対策の動向と併せ日光市でも早急な対策をとるために、市の事務・事業を対象として環境に配慮した取組を推進し、環境負荷の低減を目的とする「日光市役所環境配慮率先行動計画」を策定するものです。

なお、この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」であるとともに「日光市環境基本計画」の下位計画です。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

日光市役所環境配慮率先行動計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3第1項及び京都議定書目標達成計画に基づき、日光市役所が事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより環境への負荷を出来る限り低減させることを目的とします。本市の事務・事業について、財やサービスの購入・使用や建築物の建設・管理、エネルギー使用の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量化等とともに、これらの推進体制の整備などの基本的事項を定めます。

2 計画の期間

本計画は、平成19年度を基準年、平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とします。また、目標年度までに必要がある場合には見直しを行います。

3 計画の対象範囲

《対象とする事務・事業》

本計画の対象とする事務・事業は「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。市役所の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公立学校、診療所、文化施設、観光施設等も含まれます。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施するものも対象となります。また、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

《対象とする組織・施設》

(平成22年3月末)

部 局	施 設 等
企画部	各課等、御幸町分庁舎
総務部	各課等、本庁舎、第2・3・4庁舎
市民環境部	各課等、日光聖苑、市民活動支援センター、J R今市駅自転車駐車場、(今市中央・下原地区・南原地区) コミュニティセンター、交通教育センター、市民サービスセンター、落合支所、豊岡支所、大沢支所、南原出張所、塩野室支所、栗山診療所、今市クリーンセンター、日光クリーンセンター、足尾クリーンセンター、藤原クリーンセンター、栗山クリーンセンター、中宮祠焼却場、環境センター
健康福祉部	各課等、生きがいセンター、晃明荘、地域包括支援センター、女性サポートセンター、家庭児童相談室、こども発達支援センターつばさ園、並木保育園、せせらぎ保育園、原町みどり保育園、しばやま保育園、落合児童館、豊岡児童館、塩野室児童館、地域子育て支援センター、こどもオアシス館(おおさわ・だいや・みなみはら・いのくら・おおむろ)、スマイルクラブ、野口っ子クラブ、たんぼぼ広場、日光保育園、清滝保育園、所野保育園、小来川保育園、日光親子ふれあいひろば、三依保育園、藤原保育園、鬼怒川保育園、下原保育園、高德保育園、鬼怒川児童館、下原児童館、鬼怒川親子ふれあいひろば、足尾認定こども園、栗山中央保育園、湯西川保育園、今市保健福祉センター、休日急患こども診療所、小来川診療所、湯西川診療所、シルバー人材センター(今市事務所・日光事務所・藤原高齢者福祉センター)、社会福祉協議会(本所・日光福祉保健センター・ふじの里・銅やまなみ館・各地区サービスセンター)

観光部	各課等、今市宿市縁ひろば、かたくりの湯
産業部	各課等、公設地方卸売市場、大室ダム、農村環境改善センター
建設部	各課等、今市地域公衆トイレ、文挾駅駅舎、平ヶ崎ポンプ場
上下水道部	各課等、瀬尾浄水場、安良沢浄水場、丸山浄水場、鬼怒川浄水場、足尾簡易水道施設、栗山簡易水道施設、日光足尾水道事務所、藤原栗山水道事務所、湯元水処理センター、中宮祠水処理センター、川治水処理センター、湯西川水処理センター、(今市地域・日光地域・藤原地域・湯西川地域)ポンプ場
日光総合支所	各課等、日光総合支所庁舎、小来川支所、清滝出張所、中宮祠出張所、郷土センター、やしおの湯、日光温泉、交流促進センター、木彫りの里工芸センター、霧降高原リフト事業所、日光総合会館、奥日光診療所
藤原総合支所	各課等、藤原総合支所庁舎、三依支所、藤原保健センター、三依診療所、上三依水生植物園、鬼怒川公園岩風呂、鬼怒太の湯、鬼怒子の湯、薬師の湯、ふるさと体験村
足尾総合支所	各課等、足尾総合支所庁舎、かじか荘、足尾銅山観光管理事務所、環境学習センター、銅ふれあい館、銀山平キャンプ場、足尾生産展示直売所
栗山総合支所	各課等、栗山総合支所庁舎、湯西川支所、栗山保健センター、平家の里、家康の湯、上栗山開運の湯、各温泉給湯施設、土呂部キャンプ場、ふれあいの里、湯の郷観光センター、上栗山オートキャンプ場、農業体験交流センター、安らぎの森四季
会計課	
教育委員会	各課等、各小学校、各中学校、中央公民館、落合公民館、豊岡公民館、大沢公民館、小林公民館、今市文化会館、勤労青少年ホーム、今市運動公園、落合運動公園、豊岡運動公園、塩野室運動公園、丸山公園、グリーンスポーツ施設、今市図書館、日光図書館、藤原図書館、歴史民俗資料館、杉並木公園ギャラリー、報徳今市振興会館、赤間々会館、日光足尾教育行政事務所、日光学校給食センター、足尾学校給食センター、日光公民館、清滝公民館、小来川公民館、中宮祠公民館、日光運動公園、日光体育館、清滝体育館、霧降スケートセンター、細尾ドームリンク、日光霧降アイスアリーナ、足尾公民館、足尾市民センター、藤原栗山教育行政事務所、藤原学校給食センター、三依学校給食センター、藤原公民館、三依公民館、藤原総合文化会館、藤原運動公園、栗山公民館、日向公民館、湯西川公民館、川俣公民館、小杉放菴記念日光美術館
議会事務局	
選挙管理委員会	
監査委員事務局	
農業委員会	
消防本部	今市消防本部庁舎、大沢分署、日光消防署、足尾分署、中宮祠分署、清滝分遣所、藤原消防署、川治分署、湯西川分署、各消防分団詰所

※本庁舎、第2・3・4庁舎、各総合支所の燃料使用量等については、支払いをしている課で取りまとめをいたします。(例：管財課、各総合支所総務課)

第3章 温室効果ガス総排出量の現況把握

1 温室効果ガスの種類と排出源

種類	排出源	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂) (温暖化係数：1)	燃料の燃焼（公用車・ボイラー・暖房器具・動力・発電施設など）	ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガスの使用量
	電気の使用	電気の使用量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物に混入した合成樹脂類（廃プラスチック類）の焼却量
メタン (CH ₄) (温暖化係数：21)	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素 (N ₂ O) (温暖化係数：310)	燃料の燃焼（ディーゼル機関）	軽油の使用量
	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量

2 温室効果ガスの総排出量（平成19年度）

区分		温室効果ガス排出量（単位：Kg-CO ₂ ）
内 訳	二酸化炭素	29,498,782
	メタン	124,211
	一酸化二窒素	768,324
合計		30,391,317

《部局別温室効果ガス排出量》平成19年度

部局	温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)	割合(%)	内訳(kg-CO ₂)
企画部	43,697	0.14	車：1,089 電気：34,980(82,307Kwh) 燃料：7,628
総務部	641,173	2.11	車：126,904 電気：416,349(979,645Kwh) 燃料：97,920
市民環境部	12,103,762 クリーンセンター事業(11,114,543) その他(989,219)	39.83	車：210,281 電気：3,250,118(7,647,337Kwh) 燃料：761,531 クリーンセンター焼却分：7,852,197 環境センター処理分：29,635

健康福祉部	1,068,726	3.52	車：18,166 電気：523,369 (1,231,457Kwh) 燃料：527,191
観光経済部	814,181	2.68	車：21,979 電気：348,093 (819,042Kwh) 燃料：444,109
建設部	109,009	0.36	車：17,639 電気：91,370 (214,988Kwh)
上下水道部	3,733,879 水道事業 (2,836,572) 下水道事業 (897,307)	12.29	車：46,081 電気：3,508,287 (8,254,792Kwh) 燃料：18,408 下水処理：161,103
日光総合支所	1,577,821	5.19	車：65,424 電気：748,965 (1,762,271Kwh) 燃料：763,432
藤原総合支所	546,731	1.80	車：33,261 電気：316,216 (744,037Kwh) 燃料：197,254
足尾総合支所	989,189	3.25	車：108,347 電気：476,352 (1,120,829Kwh) 燃料：404,490
栗山総合支所	1,957,644	6.44	車：201,824 電気：952,115 (2,240,270Kwh) 燃料：803,705
会計課	3,592	0.01	車：3,592
教育委員会	6,183,428 小中学校 (2,907,945) スポーツ施設 (1,983,952) その他 (1,291,531)	20.35	車：122,025 電気：4,064,525 (9,563,588Kwh) 燃料：1,996,878
議会事務局	2,985	0.01	車：2,985
農業委員会	1,275	0.00	車：1,275
消防	614,225	2.02	車：171,776 電気：299,699 (705,175Kwh) 燃料：142,750
合計	30,391,317	100.00	車：1,152,648 電気：15,030,438 (35,365,738Kwh) 燃料：6,165,296 クリーンセンター焼却分：7,852,197 環境センター処理分：29,635 下水処理：161,103

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 削減の数値目標

本計画では、平成19年度を基準年とし、目標年度（平成26年度）において対象施設が実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標値を次のとおり定め、達成を目指します。

市役所全体の削減数値目標・・・・・・・・・・10%

※環境基本計画の削減目標（H22～31）・・・・・・・・・・15%

	平成19年度 排出量実績 (Kg-CO ₂) A (基準年度)	平成26年度 排出量目標 (Kg-CO ₂) B	削減量 (Kg-CO ₂) C (A - B)	削減目標	
全部局	4,288,082	3,859,274	428,808	10%削減	
各総合支所	5,071,385	4,341,957	729,428	14%程度削減	
教育委員会	6,183,428	5,565,085	618,343	10%削減	
クリーンセンター	11,114,543	10,225,379	889,164	8%削減	
下水道事業	897,307	807,576	89,731	10%削減	
水道事業	2,836,572	2,552,914	283,658	10%削減	
合計	30,422,401	27,352,185	3,039,132	10%削減	
車両による	3.8%	1,152,648	1,037,383	115,265	10%削減
電気使用による (参考：kwh)	49.5%	15,030,439 (35,365,738)	13,477,946 (31,839,164)	1,552,493 (3,536,574)	10%程度削減
燃料使用による	20.3%	6,165,294	5,857,029	308,265	5%削減
ごみの焼却による	25.8%	7,852,198	6,805,003	1,047,195	13%程度削減
し尿処理による	0.1%	29,635	26,293	3,342	11%程度削減
下水処理による	0.5%	161,103	148,531	12,572	8%程度削減

2 目標達成のための方策

1) 基本的な考え方

削減目標である10%を達成するためには、全ての職員の参加のもと市役所全体の取組みが不可欠です。そのため、次により削減の取組みを進めていきます。

- 全庁を上げての「具体的な取組み」の推進
- 全職員参加のもとでの先導的な取組みの推進
- 削減効果の高い取組みの推進

2) 全庁を挙げての「具体的な取組み」の推進

エネルギー使用量の削減、資源の有効利用、公用車の適正利用などを分野別に整理・網羅し、削減の取組みを具体的に進めていきます（第5章参照）。

3) 全職員参加のもとでの先導的な取組みの推進

より多くの職員が参加し、全職員参加を実現するためには、分かりやすいメリハリの効いた取組みが必要です。そこで、平成21年2月から実施している「日光市職員エコアクション運動」などを活用し、全職員参加の削減運動を進めていきます（第6章参照）。

4) 削減効果の高い取組みの推進

削減目標を効果的に達成していくためには、上記の1)、2)に加え、削減効果の高い取組みを重点的に進めたり、CO₂排出量の多い施設における削減対策を講じていくことが有効です。そこで、平成22年2月に策定した環境基本計画などの数値目標を踏まえ、次の取組みを優先的に進めていきます。

①市施設への太陽光発電施設の整備

太陽熱利用や太陽光発電等の新エネルギーの利用を促進することにより、エネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの排出量削減が図られます。太陽光発電は発電時に二酸化炭素や大気汚染物質を発生しないクリーンなエネルギーシステムであり、普及が進むことによって、二酸化炭素に関しては相当量の削減効果が期待できます。

○発電能力 200kw（現在は100kw）

（市施設に太陽光発電施設を100Kw増設することにより、電力使用量を0.25%削減します。）

○整備箇所 リサイクルセンター（現在の今市クリーンセンター）

湯西川水処理センター

小中学校

太陽光利用等新エネルギーの導入状況

新エネルギーの種類	現在の設置状況(H20)	発電量 Kwh	今後の予定
太陽光発電	瀬尾浄水場：100Kw	①88,482 ②87,246	今市クリーンセンター 4Kw(H22) 湯西川水処理センター 45Kw(H23)
太陽熱利用温水施設	湯西川小中学校		
サーマルサイクル発電			新クリーンセンター 2,000Kw(H22) 発電見込：9,577,920 Kwh

※新エネルギーの導入目標（H31年度：太陽光発電等施設の発電出力300Kw）

②低公害車の導入

低燃費・低公害車の導入は、地球温暖化対策の重要な柱になります。

低公害車は、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車であり、多くの場合、走行時の音も静かで、自動車交通騒音問題の対策としても有効とされています。

○80台配備（平成21年度末は58台）

（低公害車を目標年度までに30台導入することにより車両のCO₂排出量を5%削減します。）

低燃費・低公害車の導入状況

公用車の種類	現在の導入状況(H20)		備考
低公害車以外	450台	90.7%	
低公害車	39台	7.9%	軽：10台、普通：15台 特殊：14台
ハイブリッドカー	6台	1.2%	(H21) 12台導入
燃料電池車	1台	0.2%	

※ハイブリッドカーの導入目標（H31年度：10%、特殊車両を除く）

③本庁舎の省エネの推進

○エスコ（ESCO）事業の検討

○市施設の省エネ改修の推進

（市施設の省エネ改修により、電力使用量を1.75%削減します。）

④ごみ排出量の削減

ごみの分別は廃棄物の減量化に不可欠な取り組みです。ごみの中には、再生できる紙類や缶、ビン、ペットボトル等の再資源化が可能なものが多く含まれています。このため、資源ごとに分別を徹底し、可能な限り、リサイクルを推進することにより、新たに製造する場合と比べ、大幅なエネルギー使用の削減が図られるとともに、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制につながります。

○可燃物ごみ排出量 10%削減（H26 排出目標：9,170Kg）

市役所本庁舎からのゴミ排出量

種 類		可燃ごみ	缶（アルミ・スチール）	ビン	ペットボトル
排出量（単位：Kg）	19	10,187	575	344	416
	20	10,190	460	193	388

⑤水道・下水道使用量の削減

水の有効利用は、上水道を利用するために必要となる浄水場におけるエネルギー使用量の削減につながります。また、排水を処理するために必要となる下水処理施設等におけるエネルギー使用量の削減とともに、メタンの排出量も抑制されます。水の使用量を削減することは、温室効果ガスの排出量削減に効果があります。

○水道・下水道使用量 5%削減（H26 目標量 水道：369,986 m³ 下水道：198,541 m³）

水道・下水使用量（平成 20 年度）

区 分	水道使用量（m ³ ）	下水使用量（m ³ ）
市役所庁舎（本庁、各総合支所、支所及び出張所）、消防庁舎（消防本部、各消防署及び分署）、保育園等、小中学校	389,459	208,991

第5章 具体的な取組み

1 エネルギー使用量の削減（電気・燃料使用量の削減に係る取組み）

項目	取組み
照明の使用	昼休みの間は、事務室等の不要な照明を消します。ただし、市民対応窓口は除きます。
	始業前や残業時、休日出勤時は、業務に支障のない範囲で職員のいない箇所の照明を消します。
	トイレ、会議室、給湯室、更衣室など断続的に使用する箇所の照明、換気扇は使用後に消します。
	各職場の最終退庁者は、照明・冷暖房等の消灯を確認します。
	利用箇所の明るさに応じて蛍光灯本数の間引きを行います。
	照明機器は消費電力の少ない機器へ順次更新するよう努めます。
電気機器等の使用	昼休み、会議や外出時などにパソコンなどを長時間使用しないときは、電源を切ります。また、コンセントを抜きます。
	事務室等の最終退庁者は、パソコンなどの電源が切られていることを確認します。
	コピー機は昼休みに節電モードにするほか、使用後は必ず省電力状態にします。
	コピー機、パソコンなどのOA機器は消費電力の少ない機種へ順次更新するよう努めます。
	自動販売機は消費電力の少ない機器へ順次更新するよう努めます。
	自動販売機の照明は支障がない範囲で消します。
	待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品（テレビ、ビデオ）はコンセントを抜きます。
	洋式トイレの暖房便座のフタを閉めます。
冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減等	冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房20℃を目安に適切な温度管理を行います。
	会議の10分前まで冷暖房は入れません。
	外気の導入や換気の励行など、室内温度の調整を図ります。
	ブラインド、カーテン等を有効に利用して、日差しの調整を行います。
	空調機器フィルターの定期的な清掃などを行います。
	冷暖房機器の新設、更新の際は消費電力の少ない機器を選びます。
その他	冷房及び暖房期間中のクールビズやウォームビズに取り組みます。
	エレベーターの使用は控えます。
	給湯器は、温度を適切に設定するなど、適切な運転管理に努めます。
	退庁時や使用しないときは、給湯器等の種火を消します。
	毎週水曜日のノー残業デーにおける定時退庁に努めます。
	事務効率の向上に努め、残業の削減を行うとともに、定時退庁に努めます。
	フロンや代替フロンを使用した製品の使用を止めます。
通勤は公共交通機関の利用に努め、自宅から勤務地まで2キロ以内の職員は車の通勤を自粛します。	

2 資源の有効利用

項 目	取 り 組 み
水利用の抑制等	日常的な節水を徹底します。
	漏水のチェックを定期的に行い、確認したときは直ちに修理します。
	蛇口に節水コマなどの節水機器を取り付けます。
	トイレタンクに水の入った容器を入れ、使用量を減らします。
	洗剤は適量使用し、濯ぎの水を少なくします。
用紙類の使用の制限	会議資料の簡素化、サイズ縮小など資料の削減に努めます。
	送付文を極力省略するなど、事務手続きの簡素化に努めます。
	資料などを複写する際は、必要性を十分に吟味し、安易な複写を避けます。
	両面印刷に努めます。
	資料などの誤りは手書き修正し、再印刷はしません。
	安易なホッチキスの使用はいたしません。会議の資料等は一つにまとめてページをふります。
	会議での封筒の配布をいたしません。
	不要紙の裏面利用を徹底します。
	ファイルボックスやフォルダ、封筒などの繰り返しの使用に努めます。
	個人で保有する文書・資料の減量化を徹底します。
	庁内LAN、電子メールの活用などによるペーパーレス化を推進します。
	FAX送信表はできるだけ省略します。
	刊行物はホームページや記録媒体による情報提供を促進し、過去の領布実績による在庫の管理を徹底します。
廃棄物発生の抑制	事務用品の共有化及び再利用を図ります。
	物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。
	備品を全庁的に効率利用するシステムを構築します。
	ダンボール・新聞・雑紙や缶・びん・ペットボトルなどの分別収集・リサイクルを徹底します。
	使い捨て製品の使用を止め、詰め替え等ができる製品を使用します。
	割り箸の使用を止め、マイ箸を使用します。
グリーン購入の推進	グリーン購入法に定める判断基準に適合する物品を購入します。
	再生紙、リサイクル製品を率先して購入します。
	環境に配慮した、長期間使用できる製品を購入します。

3 公用車の利用等における取り組み

項目	取 り 組 み
エコドライブの徹底	経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかしなどはしないようにします。
	駐停車時のアイドリングストップを徹底します。
	カーエアコンの使用を控えめにします。
	自動車のタイヤ空気圧の調整、法定点検、オイル交換等を定期的に行います。
	運転前、運転後の点検を行います。
	不要な荷物を積みっぱなしにしません。
	会議や研修等はできるだけ乗り合いで参加します。
片道1キロ以内の移動はできるだけ公用車を使用しません。	
低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入	公用車を購入又は更新する際は、低燃費車及びクリーンエネルギー自動車の導入に努めます。

4 施設の整備及び管理における取り組み

項目	取 り 組 み
建築物等	グリーン購入法に定める判断基準に適合する建築資材等を購入します。
	建物の断熱性の向上を図ります。
	断熱フィルム、ブラインド等の使用により日射の調整を図ります。
	自然光を有効に利用します。
	長期間使用できるよう、維持補修にも考慮した計画及び設計に努めます。
電気施設・エネルギー供給設備等	日光市地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電、風力発電、中小水力発電など新エネルギーを利用した設備の導入に努めます。
	コージェネレーションシステムの導入に努めます。
	省エネルギー型設備の導入に努めます。
	照明回路や空調等の適切なゾーニングに努めます。
	環境への負荷が少ない燃料を使用する機器を選択するよう努めます。
	空調機器、冷凍機器等は、より地球温暖化への影響の少ない冷媒、断熱発泡剤を使用する機器を選択します。
公共工事	新クリーンセンターから生成される溶融スラグを利用した道路用骨材を優先的に使用します。
	再生材料（間伐材・小径木、廃木材、建築解体木材、廃プラスチック、使用済みタイヤ、廃ガラス、高炉スラグ、汚泥焼却灰等）が使用されている資材を優先的に使用します。
	熱帯材型枠の使用を削減します。
	リサイクル可能な資材を優先的に使用します。
	施工段階での建設副産物の発生抑制と再利用を図ります。
	建設工事には低公害型建設機械を使用するよう努めます。
	建築廃棄物の分別排出を徹底します。

項 目	取 り 組 み
一般廃棄物 処理	燃えるゴミの焼却により生じる余熱を活用し、施設内の機器・設備へ電力の供給をします。
	太陽光発電や照明のLED化を進め、施設の省エネルギー化に取り組みます。
下水道	汚泥焼却灰の再利用を推進します。
	ポンプ施設、処理施設等への省電力設備の導入を推進します。
水道	浄水場、ポンプ場等への省電力設備の導入を推進します。
教育委員会	小中学校に太陽光発電施設の導入を推進します。
	スポーツ施設・文化会館等への省電力設備の導入を推進します。

5 その他の取り組み

取 り 組 み
屋外照明のライトダウンキャンペーンに協力します。
委託事業については、省エネ・省資源になるよう依頼します。
パンフレットやチラシの印刷は必要最低限の部数にします。
外注印刷物の用紙は再生紙を利用し、インクは大豆インクを使用します。

第6章 先導的な取り組み

1 日光市職員エコアクション運動の推進

日光市職員エコアクション運動 ～できることを足元から～

日光市職員エコアクション運動主旨

地球温暖化防止につきましては、地球という同じ船に乗っている人々が地球温暖化について共通に理解し、行動しなければならない状況になってきています。この地球を子孫に継承するために、今、私たちは、何ができるか考え、そして市職員としても行動しなければなりません。地球規模で環境を考え、できることを足元から継続的に行動しなければならないと考えております。

日光市の憲法でもある日光市まちづくり基本条例においても“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい”としています。まさしく、環境においては「もったいない心」の中からエコアクションへの「気づき」が生まれ、行動へと繋がっていくものと考えています。ここでは、いくつかのエコアクションの例を提示しますが、「もったいない心」を基本に行動することが重要となり、そこから発想が生まれてくると思います。さらに、エコアクションを継続するためには、「気軽に」「自分で出来ることを」「少しずつ」「ちょっと得をするように」出来る事がポイントとなります。

日光市職員エコアクション運動位置づけ

下記のとおり地球温暖化防止のための10の取組みを実施しております。日光市職員エコアクション運動は、この10の取組みの具体例として示すことを目的に作成します。また、日光市役所環境配慮率先行動計画の策定に先んじて出来る事から実施します。

1. 印刷の両面刷りやミスコピー紙の裏面利用、資料の誤りの手書き修正の徹底
2. 休憩時間や時間外の不要な照明の消灯、ノー残業デーによる定時退庁（消灯）
3. 出張等の使用しない時間帯のOA機器の電源OFFの徹底（1h以上は切る）
4. 冷暖房の温度管理の徹底（冷房28℃、暖房20℃）（定期的に変換フィルターのフィルターをきれいにする。）
5. 庁用車のアイドリングストップとエコ運転の徹底（急加速、急発進はしない）
6. 水道水の使用量の削減（こまめに蛇口を閉める）
7. 使用済み封筒の再利用、紙分別廃棄の徹底（資源ゴミ、可燃ゴミ）
8. エレベーターの最小限利用の徹底（階段を昇りましょう）
9. グリーン購入法に基づき、優先的にグリーン製品を購入する
10. 代替フロン（HFC134a等）の入ったダストスプレーの使用中止

日光市職員エコアクション運動

1. マイバック・マイ箸運動

ごみの減量化・リサイクルを推進する市の率先活動の一環として、市職員の身近な職場におけるマイバック・マイ箸運動を推進します。

- ① 店内売店でのご買物にはマイバックを使用しよう。
- ② 店内食堂・お弁当は、マイ箸を使用しよう。

2. エコ運転運動（エコ運転の10の取組み）

エコ運転とは、急発進、急ブレーキなど急のつく行為をしないことを心がける運転です。つまり、安全運転につながるとても良い運転となり、そして、エコ運転で走行すると燃費が良くなります。エコ運転すると二酸化炭素削減にもなり一石二鳥です。ゆっくり発進、一定速度で走ること、アクセルを強く踏んで加速したり、ブレーキで減速したりするのを少なくすれば燃費は向上します。

それに、ガクガク、ギョングョで走るより、一定のリズムで静かな動作は魅力的です。運転がうまい人は、乗っている人に負担をかけないやさしい運転をしています。結果的にそれが燃費向上、二酸化炭素削減に繋がります。庁用車だけではなく、自家用車においてもエコ運転を推進しよう。

3. ちょっとのときは歩こう（自転車）運動「目指せ1日1万歩」

日常生活で安易に自動車に頼らずに、毎日を快適に過ごせるように歩くことの楽しさを発見し、足を鍛え、歩く習慣を身につける必要があります。ちょっとのお出かけは、車を使わず、徒歩、自転車を利用することを進めます。歩く習慣をつけることにより、余剰カロリーを減らすことができ生活習慣病予防となり、気分転換等ストレス解消にもなります。さらに、ガソリン代も節約できることから、通勤・買い物なども自分にあったスタイル（徒歩・自転車・ドアツードアでない駐車場）等意識することも必要です。

4. ごみ拾いしよう運動

ごみ拾いしよう運動は、肩肘を張らずに、気づいたときにごみを拾おうというものです。第4庁舎から本庁に行くとき、ちょっとのときは歩こう運動をしているとき、ごみが気になったときごみを拾いましょう。

5. 率先したごみ分別運動 「日光市職員ごみの出し方マニュアル」

平成22年度からのごみの収集の統一に向けて、率先してごみの分別を行います。びんについては、3色にわけ、機密文書でなく、タブ一品以外の紙は、できる限りその他の紙の資源物として出してください。また、白色トレイも拠点回収していますので、家庭からの協力をお願いします。

※今後日光市職員エコアクションについては随時、修正、追加するものとします。

日光市イベント環境配慮指針

第1 指針策定の趣旨

イベントは、市が実施する各種施策の普及、啓発等に有効な手段であることから、様々なかたちで数多く取り組まれています。規模の大きなイベントほど多くの人々が来場することから、大量の資料が配布され、様々なエネルギーが使用され、また、多くの人々が飲食します。

これらの事柄を環境への影響という観点から見ると、紙くず、容器などのごみの排出や電力、ガソリンなどのエネルギーの大量消費等が見えてきます。このような中、様々な文化遺産や自然環境を有する日光市からイベント等を通じ、環境への配慮を訴える必要があります。

このため、市が開催するイベントにおいて、自主的な環境配慮を行うことで、環境負荷の軽減等を図ること及び環境に配慮したイベントとしてアピールすることを目的として「日光市イベント環境配慮指針」（以下「指針」という。）を策定します。

第2 指針の対象となるイベント

市が開催するイベントには、式典、恒例的に行う行事、講演会、シンポジウム、フェスティバル、フェア、スポーツ大会、祭り、記念事業、集い、展示会、フォーラムなどがありますが、これらのうち、不特定多数の市民が自由に参加できるイベントであって、市又は市が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するものを指針の対象とします。

第3 環境配慮

次に掲げる環境配慮を行うこととします。

(1) 省エネルギー・省資源の推進

イベントでは、照明や空調などの電気エネルギーや印刷物などの紙資源等を消費することが想定されます。

そこで、エネルギーや資源の使用削減に努めるとともに、物品やサービスの購入にあたっては、環境に配慮したものを優先します。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進

イベントには多くの人々が来場することから、大量の廃棄物が発生する可能性があります。

そこで、廃棄物・リサイクル対策の優先順位（①廃棄物等を発生させない、②再使用する、③再生利用する、④適正に処理する）を踏まえ、イベントの計画段階から、ごみになりそうな物品や再使用できない物品の購入や配布をできる限り減らすとともに、発生が避けられないごみについては再生利用と適正処理に努めます。

(3) 運営体制の整備

環境配慮を実施していくために必要な運営体制を整備し、開催時のみならず、計画や準備の段階から取組を進めていくことが重要です。

(4) 会場周辺の環境保全

屋外で開催するイベントでは、会場周辺の自然環境の保全やポイ捨ての防止、歩きタバコ防止等に十分配慮し、環境に負荷を与えることのないよう努めます。

第4 環境配慮イベントの周知・環境保全活動の普及啓発

イベントには様々な人々が参加します。参加者の環境保全に対する理解や実践活動を促進する良い機会です。

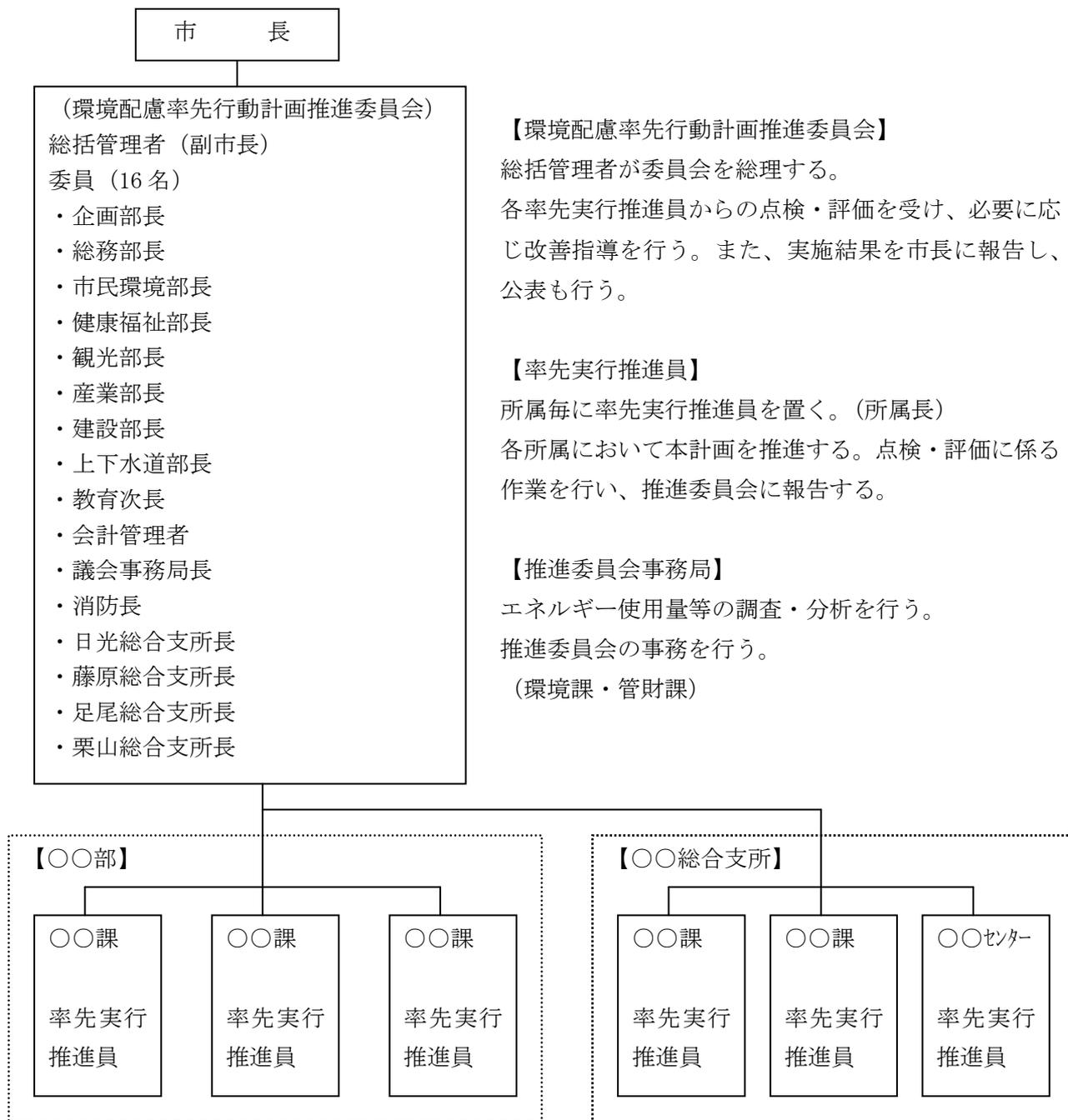
環境をテーマにしたイベントであるかどうかを問わず、イベント開催時の環境配慮を通して参加者の環境保全に向けた意識啓発を図ります。

- ① 環境に配慮したイベントであることを積極的にPRします。
- ② 環境配慮の取組内容を参加者に分かりやすく伝えます。
- ③ 参加者の自主的な環境保全の取組を促進します。
- ④ 環境保全に関する情報の提供に努めます。

第7章 推進・点検体制

1 組織体制

本計画の推進にあたっては、日光市役所環境配慮率先行動計画推進委員会を組織し、計画的に推進していきます。また、計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価を行い、必要に応じて事業の取り組みや目標についての見直しを行います。



2 推進のための方策

○職員の研修

庁内研修を実施し、計画的な推進を図ります。

○職員に対する情報提供

計画書及び実績報告書の配布を行います。

第8章 計画の点検・評価

1 点検方法

(1) 総排出量

組織・施設別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

(2) 取り組み状況

取り組みが組織・施設別にどれだけ行われたかを点検します。

(3) 他の情報の入手

総排出量は温室効果ガスを排出させる要因（活動）と削減させる要因（取り組み）とによって決まるので、排出量をすべて取り組み状況の結果として判断するべきではなく、正しい評価のためには、事務・事業及び施設の拡張などの活動状況に関する情報も入手し、勘案する必要があります。

【率先実行推進員の業務】

- ・前年度の「施設の燃料使用量」「公用車の燃料使用量・走行距離」「上下水道使用量」「ゴミの排出量」を集計し推進委員会に報告する。
- ・所属全体の取り組みとして、取り組み点検表を作成し、報告する。
- ・所属の職員個々の取り組みとして、取り組み点検表をとりまとめ、報告する。
- ・施設整備・修繕に関する取り組み（計画・実施）を報告する。

2 点検結果の評価

(1) 点検結果の集約

①総排出量

組織・施設別、活動項目別に作成した表に整理します。温室効果ガスごとの排出量及び温室効果ガスの総排出量を組織・施設別、活動項目別に算出します。

②取り組み状況

組織・施設別、取り組み内容別で作成した表に整理します。行われた取り組みの内容を組織・施設別、取り組み内容別に集約します。

(2) 総排出量に対する評価

①総排出量を前年または基準年と比較して、その増減の背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または活動区分別の値を参考にします。

②目標達成の実現について考察します。

(3) 取り組み状況に対する評価

①取り組み内容を前年または基準年と比較して、その取り組みの背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または取り組み別の内容を参考にします。

②「(2) 総排出量に対する評価」の結果と取り組み状況を合わせて、取り組みの効果について考察し、その後の取り組みについて検討します。

【推進委員会事務局】

- ・率先実行推進員の報告を基に燃料と温室効果ガスを集計・分析し、結果を各部長並びに推進委員会に報告する。

【推進委員会】

・会議を開催し、目標に対する全体の達成状況、並びに各部の達成状況を点検・評価し、各部に対して必要な改善指導を行い、市長に報告する。

3 点検結果の公表

年次報告書を作成するとともに、市のホームページで市民等に対する公表を行います。

4 計画の見直し

(1) 目標、取り組みの見直し

計画の点検・評価を受けて、取り組みや目標の重大な見直しが必要な場合には（取り組みの目標は達成したのに、排出量が思った以上に下がらない。事務・事業、組織の拡大等に伴い目標値が現状に合わなくなったなど）、見直しを行います。

(2) 運用の仕組みの見直し

推進・点検体制、各種調査票、公表の方法など運用にあたっての仕組みが計画のねらいどおり機能していない場合には、PDCAサイクルを活用して、その解決に努めるものとします。

【点検・評価のフローチャート】

